

相模原市アートラボはしもと再整備事業
内装設計に係る公募型プロポーザル

募集要項

令和4年8月

相模原市

相模原市アートラボはしもと再整備事業 内装設計に係る公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

本市では、平成24年度に民間施設（旧マンション販売ギャラリー）を譲り受け、暫定的なアートの活動拠点として参加型美術施設「アートラボはしもと」を開設しました。開設後、近隣の美術系大学や大学生、アーティスト等と連携したワークショップ等の多種多様なアートプログラムを館内外で展開し、アートによる先進的・実験的な取組みを進めてきました。平成28年度には「相模原市美術館基本構想」を策定し、同構想の中でアートラボはしもとの先行整備を位置付け、今日まで整備方法について検討を重ねてきました。

同構想では、アートラボはしもとが恒久的な美術活動拠点として運営することとしましたが、寄贈を受けた建物や設備をそのまま使用しているため、建物の用途が異なっていることや老朽化が進行していることが課題となっています。

本施設の再整備事業では、これまでの先進的・実験的なアートプログラムの展開によるノウハウの蓄積などを踏まえつつ、民間ノウハウの活用により財政負担を軽減するとともに、官民両施設の連携による相乗効果により、アートを通じたコミュニティの形成やまちの賑わい作りを推進することを目指しており、官民合築方式を採用することで、アートラボはしもと後継施設（以下、「後継施設」という）と民間施設の併設による複合施設整備を実施することとしました。

これまでの再整備事業の取組みとして、後継施設を整備する民間事業者を公募し優先交渉権者を選定しました。同公募において、事業対象地内に設置する後継施設はスケルトンの状態で本市に引渡すこととしており、別途市側で内装工事を実施することから、この度、内装設計に係る提案を広く募ることとしました。

本プロポーザルは、これまでの検討経過や橋本地区の特徴を踏まえるとともに、現行の教育・普及に特化した施設特性を継承し、同施設の展開するアートプログラムにより、アートを通じてより活発な交流が生まれる美術施設として整備するため、内装設計者を選定することを目的に実施するものです。

設計者の皆様には、「アートラボはしもと後継施設の整備に係る建議書」、「アートラボはしもと事業評価書」、「アートラボはしもと年次報告書」等の参考資料をご覧いただき、これまでの活動を十分に理解した上で、後継施設での活動や運営に関するアイデアを積極的に提案して頂きたいと考えます。さらに今後実施する設計協議においても、本市、優先交渉権者とのコミュニケーションを積極的に図り、建築設計に反映して頂くことで、新しく生まれ変わる（先進的・実験的に相応しい）後継施設を共に創ることができ、意欲に溢れた提案者を望みます。

2 概要

(1) 名称

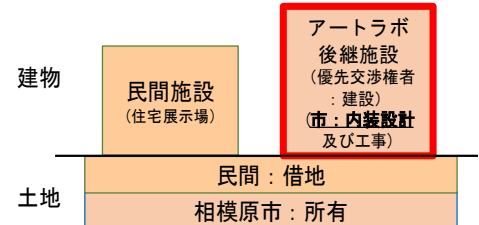
相模原市アートラボはしもと再整備事業内装設計に係る公募型プロポーザル

(2) 業務内容等

ア 業務の概要

- ・ 後継施設に係る基本及び実施設計
- ・ 民間事業者が設計する後継施設への監修
- ・ ヴィジュアル・アイデンティティの作成

<現敷地>



イ 複合施設（後継施設含む）の概要（法規制等）

所在・地番

相模原市緑区大山町403番65及び66

事業対象地面積 3660.76㎡（住宅展示場建設面積含む）

後継敷地面積（仮想敷地面積） 990.92㎡

後継施設建築面積 660.21㎡

後継施設延床面積 1,200㎡～1,350㎡

後継施設の構造 重量鉄骨造

後継施設の階数及び高さ 最大地上3階、高さ16m 最高軒高さ15.5m

都市計画区域 相模原都市計画区域

区域区分 市街化区域

用途地域 商業地域

施設用途 集会場

防火・準防火 防火地域

許容建蔽率 66.62%

許容容積率 139.30%

絶対高さ規制 適用なし

特別用途地区 適用なし

高度地区 適用なし

高度利用地区 適用なし

北側斜線制限 規制なし

道路斜線制限 規制あり

隣地斜線制限 規制あり

道路後退規定 歩行者通路として2.0m及び緑地帯として1.0m
(橋本大山町地区地区計画による)

壁面後退規制 道路境界より3.0m (同地区計画による)

日影規制 適用なし

附置義務駐車 開発に伴う一定条件あり(商業系施設の場合200㎡につき1台)

附置義務駐輪	開発に伴う一定条件あり（商業系施設の場合 40 m ² につき 1 台）
地区計画	橋本大山町地区
屋外広告物	商業系許可地域
その他	開発に伴う一定条件あり

ウ 参考資料

- ・相模原市美術館基本構想・・・・・・・・・・・・・・・・別添資料①参照
- ・アートラボはしもと年次報告書（2018・2019・2020）・・・・・・・・別添資料②参照
- ・アートラボはしもと事業評価書・・・・・・・・・・・・・・・・別添資料③参照
- ・アートラボはしもと後継施設の整備に係る建議書・・・・・・・・別添資料④参照
- ・アートラボはしもと再整備事業に係る優先交渉権者提案資料・・・別添資料⑤参照
- ・アートラボはしもと再整備事業に係る優先交渉権者選定時要求水準書(抜粋)
・・・・・・・・・・・・・・・・別添資料⑥参照
- ・アートラボはしもと後継施設諸室のイメージ集・・・・・・・・別添資料⑦参照
- ・工事区分表・・・・・・・・・・・・・・・・別添資料⑧参照

エ 概算予定事業費

- ・設計業務委託費（本業務）・・・・・・・・上限額：4千5百万円（税込）
- ※（参考）内装工事費（建築、電気、設備）・・・・上限額：3億6千5百万円（税込）
- ※内装工事については、別途施工業者を選定し発注を行う予定です。

(3) 競技方法

本競技は2段階方式による公募型プロポーザルです。

(4) 提案の内容

応募者は本要項及び別添資料①～⑧のほか、次の参考情報を踏まえて自由に提案してください。

(参考) アートラボはしもと 展覧会・イベント一覧

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kankou/bunka/1022299/1003691/index.html>

(参考) 相模原市橋本地区における美術施設の整備に関する検討委員会 会議録

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/shikumi/1015272/1014288.html>

(5) 主催者及び事務局

主催者 相模原市

事務局 〒252-5277 神奈川県相模原市中央区中央2-11-15

相模原市役所 市民局 文化振興課

電話 042-769-8202 FAX 042-754-7990

E-mail bunkashinkou@city.sagamihara.kanagawa.jp

3 用語の定義

用語の定義については、法令上の用語である場合は当該用語の定義に従うこととします。本文中に指定があるものはその内容、その他の用語については本節を参照してください。

(1) 最優秀者

本市が決定した者をいいます。

(2) 優秀者

最優秀者が資格を喪失した場合に契約を行う本市が決定した者をいいます。

(3) 複合施設

事業対象地内に設置される後継施設と民間施設の総称をいいます。公園は含みません。

(4) 後継施設

再整備後のアートラボはしもとをいいます。

(5) アートラボはしもと

既存のアートラボはしもとをいいます。

(6) 民間施設

事業対象地内に設置される施設のうち後継施設以外をいいます。

(7) 公園

アートラボはしもとに隣接する大山町ゆうひ公園をいいます。

4 関係法令一覧

特に以下に示す関係法令を確認の上、遵守してください。下記以外の関係法令については、事業企画上、該当すると思われる法令を確認の上、遵守してください。

(1) 本事業に関係する法令等

- ア 社会教育法
- イ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ウ 建設業法
- エ 消防法及び施行令
- オ 著作権法
- カ 地方自治法
- キ 労働安全衛生法
- ク 労働基準法
- ケ 警備業法
- コ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- サ 個人情報の保護に関する法律
- シ 危険物の規則に関する政令及び同施行規則
- ス 会社法
- セ 興業場法
- ソ 測量法
- タ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- チ 相模原市会計規則
- ツ 相模原市個人情報保護条例
- テ 相模原市情報公開条例
- ト その他関係法令及び条例

- (2) 建築に係る法令等
 - ア 建築基準法及び施行令
 - イ 都市計画法及び都市緑地法
 - ウ 建築士法
 - エ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
 - オ 水道法
 - カ 下水道法
 - キ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
 - ク 建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律
 - ケ 地球温暖化対策の推進に関する法律
 - コ 水質汚濁防止法
 - サ 土壌汚染対策法
 - シ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - ス 大気汚染防止法
 - セ 振動規制法
 - ソ 騒音規制法
 - タ 悪臭防止法
 - チ 公共工事の品質確保に関する法律
 - ツ 建築物の耐震改修の促進に関する法律
 - テ 都市の低炭素化の促進に関する法律
 - ト 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律
 - ナ 高压ガス保安法
 - ニ 電気事業法
 - ヌ 電気通信事業法
 - ネ ガス事業法
 - ノ 神奈川県建築基準法施行条例
 - ハ 神奈川県福祉のまちづくり条例
 - ヒ 相模原市開発事業基準条例
 - フ 相模原市建築基準条例（同条例の解説）
 - ヘ 相模原市下水道条例
 - ホ 相模原市火災予防条例及び規則
 - マ 相模原市景観条例
 - ミ 相模原市屋外広告物条例
 - ム 相模原市水道法施行条例
 - メ 相模原市水道事業給水条例
 - モ その他関係法令及び条例

5 応募条件

(1) 応募資格

次の要件をすべて満たすものとします。なお、これらの要件を欠く事態が生じた（判明した）場合、当該応募者は失格とします。

ア 管理技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に定める一級建築士の資格を有する者。

イ 応募書類提出時まで、応募者が所属又は代表する企業が建築士法（昭和25年第202号）第23条の規定による一級建築士事務所を登録している者。

ウ 管理技術者は、公立・私立を問わず美術施設のほか、文化・教育、公益施設（例：医療機関、公園など）について、新築または改築（改修も含む）に係る実施設計の業務（業務完了日が平成20年4月1日から参加表明書提出期限までのものに限る。）において、主任技術者、またはこれと同等と認められる実績があること。なお、日本国以外の国または地域に所在する施設の設計業務も含む。

エ 相模原市の競争入札参加資格の認定を受けていること。

なお、認定を受けていない場合、第1次審査を通過した方は競争入札参加資格認定申請を行い、令和4年11月30日（水）までに、かながわ電子入札共同システムにおいて受理されること。

（申請手続きは以下のホームページを参照してください）

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/keiyaku/1003471.html>

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

カ 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者ではないこと。

キ 「9 審査方法（1）選考委員会」で示す選考委員及びその家族、選考委員が大学及び高等教育機関に所属する場合において、当該委員の研究室に現に所属していないこと。

ク 地方税、法人税（所得税）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

コ 相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。

サ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。

シ 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。

ス 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。

(2) 応募に対する制限

ア 応募1者につき、提案は1つとします。

イ 応募者は、空間プロデューサー、デザイナーその他専門家と共同提案若しくは協力者として提案することができます。この場合の共同提案者及び協力者は、5（1）のア～カの資格を有することを要しませんが、キ～スについては資格を要しますのでご注意ください。

6 応募手続

(1) 募集スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、次のとおり予定しています。

①	令和4年8月24日(水)	募集要項等の公表
②	令和4年9月5日(月)	現地見学会参加申込書受付締切り
③	令和4年9月8日(木)	現地見学会
④	令和4年9月12日(月)	募集要項等に関する質問受付締切り
⑤	令和4年9月27日(火)	募集要項等に関する質問回答の公表
⑥	令和4年10月6日(木)	応募登録(参加表明書等の提出)締切り
⑦	令和4年10月14日(金)	参加表明書等の確認結果の通知
⑧	令和4年10月28日(金)	提案書(応募書類)受付締切り
⑨	令和4年11月18日(金)	第1次審査結果の通知
⑩	令和4年12月上旬	第2次審査 応募者によるプレゼンテーション
⑪	令和4年12月中旬	最優秀者への選定通知

①募集要項等の公表

募集要項等は本市ホームページで公表します。

②現地見学会参加申込書受付

以下のとおり、現地見学会を開催します。参加を希望する応募者は、現地見学会参加申込書(様式-1)に所要の事項を記入し、件名には、「現地見学会【〇〇設計事務所】アートラボ再整備内装設計」と記載し、下記提出先宛に電子メールで提出してください。
※送信後に電話で受信を確認してください。

- a 現地見学会参加申込書の提出期限 令和4年9月5日(月)午後5時まで
- b 提出先 相模原市市民局文化振興課 (bunkashinkou@city.sagamihara.kanagawa.jp)
- c 電話 042-769-8202

③現地見学会

- a 開催日 令和4年9月8日(木)午前10時～午後5時まで
- b 集合場所 アートラボはしもと(相模原市緑区大山町1-46)
- c 備考 会場では説明等は行わず、内覧のみとなります。

④⑤募集要項等に関する質問及び回答

- a 質問様式及び提出先
質問書(様式-2)を作成し、電子メールにて送付してください。
- b 質問受付期間
令和4年8月24日(水)～令和4年9月12日(月)午後5時まで

- c 提出先 相模原市市民局文化振興課 (bunkashinkou@city.sagamihara.kanagawa.jp)
- d 質問への回答
質問内容及びその回答については、相模原市ホームページ
(<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kankou/bunka/1003559/1003567.html>)
上にて令和4年9月27日(火)までに公開を予定しています。なお、質問への回答は、本要項の修正あるいは追加とみなします。

⑥⑦応募登録(参加表明書等の提出)

本プロポーザルに応募しようとする場合は、登録が必要になります。

第1次審査及び第2次審査を通しての登録とみなします。

- a 参加表明書等の受付及び確認
応募者は、様式集で定める様式に基づき、参加表明書等を提出してください。
- b 提出書類 (様式-3~10) 及び 各資格証明書等の写し
- c 提出期限 令和4年10月6日(木)午後5時まで
- d 提出方法 電子メール
件名には、「★【〇〇設計事務所】アートルボ再整備内装設計参加表明書等の提出」と記載してください。
※送信後に電話で受信を確認してください。
- e 提出先 相模原市市民局文化振興課 (bunkashinkou@city.sagamihara.kanagawa.jp)
- f 確認結果の通知 令和4年10月14日(金) ※プロポーザル番号を付与します。

⑧提案書(応募書類)の提出

提案書(応募書類)の提出方法については、「7 提案の内容及び提出方法」をご確認ください。

⑨第1次審査

- a 匿名により審査を行います(非公開)。
- b 失格要件に抵触する応募作品を除く全作品を対象とし、3~5者程度を選定します。
- c 審査結果は、市ホームページで公表します(個別に通知は行いません)。
- d 審査結果の通知 令和4年11月18日(金)

⑩⑪第2次審査

- a 第1次審査通過者を公表します。
- b 第2次審査は公開のプレゼンテーションを予定しています。
- c プレゼンテーションについては、詳細を第1次審査通過者に通知します。
- d プレゼンテーション実施予定日 令和4年12月上旬
- e プレゼンテーションは、代表者、管理技術者が行い、1提案20分以内とします。
- f プレゼンテーションは、パワーポイントなどパソコンで行うものとし、その内容は応募

募書類に基づいたものとしします。また、パソコン以外の資料は持ち込めません。ただし、応募書類（またはその一部）を拡大したものは持ち込み可としします。

- g プレゼンテーションの後、選考委員会において審査（非公開）を行い、最優秀者及び優秀者を選定（順位決定）しします。
- h 審査結果は、市ホームページで公表し、第1次審査通過者に対して文書により通知しします。
- i 審査結果の公表 令和4年12月中旬

⑫参加辞退について

本プロポーザル参加表明後に辞退する場合は、参加辞退書の提出が必要になります。

- a 提出書類 （様式－15）
- b 提出期限 令和4年10月28日（金）午後5時まで
- c 提出方法 電子メール
件名には、「参加辞退【〇〇設計事務所】アートラボ再整備内装設計」と記載してください。
- d 提出先 相模原市市民局文化振興課 (bunkashinkou@city.sagamihara.kanagawa.jp)

7 提案の内容及び提出方法

(1) 提案の内容

本要項、様式集及び別添資料を基に自由に提案してください。

(2) 応募書類

提出物	部数	サイズ	対応様式
①表紙	正本1部 副本9部	A3判横 片面	様式-11
②技術提案書	正本1部 副本9部	A3判横 片面	任意 ※1枚以内とする ※⑦と同一内容
③面積表	正本1部 副本9部	A3判横 片面	様式-12
④仕上げ表及び概算工事費	正本1部 副本9部	A3判横 片面	様式-13
⑤応募書類提出届及び 事業条件等に関する誓約書	正本1部	A4判縦 片面	様式-14
⑥提案内容の電子データ	DVD-R 1枚	※技術提案書の 容量は5MB程度	※①～⑤で示す提出 物をPDFファイル で提出
⑦技術提案ボード	1枚	A1判横 片面	任意

※様式-14は実印を押印してください。

※副本は正本の複写で結構です。

ア 応募書類の書式について

- ・ 応募書類の所定の欄とDVD-Rディスク表面には、本市から送付された参加資格確認結果通知に表記されているプロポーザル番号を記入すること。
- ・ 応募書類に、ロゴ、事務所、氏名、住所等がわかる表示は付さないこと（記載欄や記載・押印の指示がある場合を除く）。事務所、構成員の過去の具体的な実績等への言及や写真等の使用は認める。

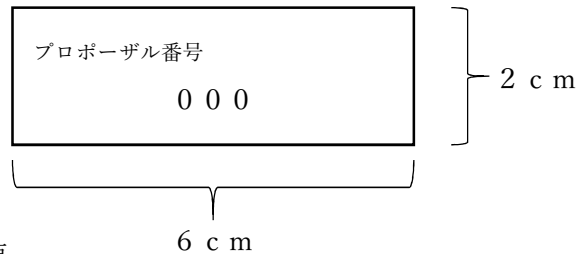
イ 技術提案ボードについて

- ・ A1判（横）、厚さ10mm以内のボード貼り1枚
（ボードの材質は軽量なもので枠無し、色等は自由とします。）
- ・ (2) 応募書類の②技術提案書については、技術提案ボードの内容をA3判（横）に縮小し、カラーコピーを10部（正本1部、副本9部）提出してください。

・登録番号の記載

応募書類の右上欄に登録の際に事務局より通知されたプロポーザル番号（2 cm×6 cmの枠内）を記載してください。

フォント：半角のMSゴシック、フォントサイズ：20ポイントで記載してください。



・記載事項

「2 概要（4）提案の内容」を踏まえて記載してください。

・紙質、表現方法

自由とします。但し、文字は14ポイント以上としてください。

なお、設計者が特定できるようなサイン等は記入できません。

ウ 面積表（様式-12）、仕上げ表及び概算工事価格（様式-13）は別途作成し、ご提出ください。使用する本文の文字の大きさは10.5ポイント以上としてください。

（3）提出先・提出期限

応募書類は、令和4年10月28日（金）午後5時00分までに、アートラボはしもと仮事務所に提出してください。（郵便等の場合も、同日同時刻までに必着とします。）

〒252-0207

相模原市中央区矢部新町3-15 青少年学習センター内アートラボはしもと

（※受付時間：午前9時00分～午後5時00分まで）

（※休所日：水曜日及び10月21日（木））

（4）提出方法

- ・持参、郵送または宅配便で提出してください。
- ・持参する場合は予めアートラボはしもと仮事務所へ電話（042-703-4654）してください。
- ・配送中の破損、遅延等について、主催者は責任を負いませんので提出時にご留意ください。
- ・送料は応募者負担とし、送料が受取人払いのものは受領しません。

（5）応募書類の取り扱い

- ・提出された応募書類は返却しません。
- ・提出された応募書類は、審査の必要上複製を作成することがあります。
- ・応募書類を公表する場合、作品の使用料は無償とし、名前を公表することがあります。
- ・提出された応募書類の著作権は応募者に帰属します。
- ・市は、設計者選定後、選定された者と提案内容の詳細を協議するものとします。

8 要求水準

後継施設で構成する諸室は次のとおりとします。

各諸室の面積は相模原市橋本地区における美術施設の整備に関する検討委員会で算出しているため、概数として検討してください。なお、諸室の使用方法を考慮して、面積等を変更することは可とします。但し、利用人数が大きく下回らないように面積を確保してください。諸室の使い方については、下記の資料を参考に設計してください。

- A : アートラボはしもと年次報告書（2018・2019・2020）・・・・・・・・ 別添資料②参照
- B : アートラボはしもと事業評価書・・・・・・・・・・・・・・・・ 別添資料③参照
- C : アートラボはしもと後継施設の整備に係る建議書・・・・・・・・ 別添資料④参照
- D : アートラボはしもと再整備事業に係る優先交渉権者提案資料・・・別添資料⑤参照
- E : アートラボはしもと再整備事業に係る優先交渉権者選定時要求水準書（抜粋）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 別添資料⑥参照
- F : アートラボはしもと後継施設諸室のイメージ集・・・・・・・・ 別添資料⑦参照

ア 共通事項

- ・建物、電気設備、機械設備の機材の仕様、規格や工法については、「公共建築工事標準仕様書」の該当部分を適用すること。ただし、該当する項目がない場合には発注者と協議すること。また、「特記による」とあるものについては、「総合的な検討を行う」と読み替える。
- ・後継施設のコンセプトを反映させた設備レイアウト、デザインとすること。
- ・分かりやすい空間構成・諸室配置とし、初めての来館者が訪れやすい計画とすること。
- ・美術施設にふさわしい明るさ、開放的で回遊性を確保すること。
- ・段差の解消、手すりの設置、車椅子利用者が容易に通行可能なものなど安全性に配慮すること。
- ・床、壁、天井は作品移動を想定した十分な強度を確保すること。
- ・使いやすい倉庫、収納を適宜設けること。
- ・来館者動線とサービス動線等の異なる種類の動線に配慮すること。
- ・民間施設や公園等との一体的利用の動線に配慮すること。
- ・サインは誰もが容易かつ正確に目的地へたどり着くことのできる誘導とすること。また、デザインや仕様の意匠性に統一感をもたせ、視認性に優れた形状、寸法、設置位置及び表示内容とすること。
- ・清掃や点検に配慮した素材とすること。
- ・不正侵入対策として赤外線及びガラス破壊センサー等の機械警備設備を設置すること。
- ・防犯監視上、有効な位置に監視カメラを設置すること。
- ・換気設備については、各室にて発生した臭気や物質が他の部屋に影響を及ぼさないものとする。また、外部（歩行者など）や複合施設利用者が通常の利用状態において、作業室、トイレ等臭いの発生する諸室からの排気により不快を感じないように配慮すること。
- ・各諸室に空気調和設備及び換気設備を設けること。

- ・各諸室に事務室との連絡用内線電話を配備すること。
- ・各諸室は施錠可能な仕様とすること。
- ・照明器具はLED化を原則とする。
- ・諸室の点灯区分の細分化を図ること。
- ・館内出入口に入館者数を常時自動的にカウントできる装置を設置すること。
- ・各諸室にインターネット回線を引き込める環境を整えること。
- ・階高4.5mの諸室があるフロアには高所作業台を収納する場所を設けること。
- ・公園側に出入口を設けること。

イ 諸室配置の考え方

室名称	利用人数の目安 (概数面積)	諸室の在り方	階高 (梁下)
スタジオ大	100人程度 (160㎡程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・開放的で全体が見渡せるような空間。 ・インスタレーションの展示、映像作品等の鑑賞だけではなく、多目的な事業（大人数によるワークショップやイベント等）に活用できる。 ・自由度の高い事業を想定し、様々な用途に使用できるように、管理や補修が容易である。 ・必要に応じて部屋を区切れる。 	4.5m
スタジオ小	50人程度 (85㎡程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・室内のどこからでも鑑賞可能な空間。 ・主にパフォーマンスや映像上映、コンサートでの使用を想定し、音や振動に配慮し、暗室としても使用可能。 ・パフォーマンスの練習にも使用可能。 	3.0m 以上
控室	4人程度 (5㎡程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・スタジオ小の利用者が着替えや打合せで使用可能。 	3.0m 以上
作業室	20人程度 (100㎡程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども向けのワークショップ、大人を対象とした実技講座、アーティストの公開制作などで使用するため、利用者の創造性、創作意欲が高まる空間。 ・ロビーや廊下から室内の様子が見える。 ・木工・塗装などの創作活動に使用する工作機械等を設置する可能性があるため、音や粉じん、臭気に配慮する。 ・利用者の手洗いや使用道具の洗浄が可能。 	4.5m
会議室	30人程度 (90㎡程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・会議、セミナー、シンポジウム等を開催する。 ・必要に応じて室内の様子が室外から見える構造。 ・必要に応じて部屋を区切れる。 	3.0m 以上

室名称	利用人数の目安 (概数面積)	諸室の在り方	階高 (梁下)
事務室 (給湯室、更衣室を含む)	15 人程度 (90 m ² 程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の執務スペース。 ・ 来館者を適切に管理できる配置、出入りやすさ、視認性等に配慮する。 ・ ロビーと異なる階層の場合は、受付カウンターを設ける。 	3.0m 以上
スタッフルーム	10 人程度 (30 m ² 程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員と施設利用者等のミーティングスペース。 ・ 救護スペースと職員用の休憩スペースを兼ねる。 ・ 応急救護時の手洗いや使用道具の洗浄が可能。 	3.0m 以上
ロビー (エントランスホール、交流スペース、工作コーナー、作品展示コーナー、情報発信コーナー、ロッカー、授乳室を含む)	(400 m ² 程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者がはじめて訪れる空間。 ・ 誰もが気軽に集い、憩える場として交流や活動ができる、居心地がよくゆったりとした気持ちでくつろぐことができる交流スペースがある。 ・ 来館者が気軽に工作体験が出来るコーナーがある。 ・ 工作コーナー利用者が手洗いでできる機能がある。 ・ 当館等の活動を紹介する展示コーナーや他館のイベント情報を収集できるスペースと書棚がある。 ・ ロッカーや授乳室を設け利用者の利便性を高める。 ・ ロビーから事務室が確認出来ない場合は案内カウンターをロビー内に設ける。 <p>(※諸室の用途に応じて面積を分割して設置することも可)</p>	4.5m
倉庫	(80 m ² 程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワークショップ等に必要な道具、機器が収納可能。 <p>(※使い勝手を考慮し、階層ごとに分割設置することも可)</p>	3.0m 以上
トイレ	(60 m ² 程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者用として整備。 ・ 少なくとも1箇所は多目的トイレ(車椅子ユーザー、オストメイトの方、乳幼児連れの方対応)を設置。 	3.0m 以上
その他通路、 収納等	(100 m ² 程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風除室、ゴミ置き場を設置。 	3.0m 以上
合計	1,200 m ² ～ 1,350 m ²		

ウ 内装設計の提案に係る制限について

- ・別添資料⑤「アトラボはしもと再整備事業に係る優先交渉権者提案資料」内で示す出入口（風除室含む）と、搬入口の位置は変更できません。
- ・エレベーター、搬入口の大きさ、床耐荷重等については、別添資料⑥「アトラボはしもと再整備事業に係る優先交渉権者選定時要求水準書（抜粋）」を基にご提案ください。

エ ヴィジュアル・アイデンティティ（V I）の作成について

- ・後継施設のシンボルマーク及びロゴタイプをはじめとする総合的なビジュアルイメージを設計すること。
- ・エントランス入口部分に後継施設を特徴づける工夫を施すこと。
- ・業務開始時期は指定しないが、本施設の引き渡し日までに使用できるようにすること。
- ・作成にあたってはコンセプトを明確にすること。
- ・選定方法については応募者に委ねるが、シンボルマーク及びロゴタイプの作成が広く周知される方法とすること。
- ・選定されたシンボルマーク及びロゴタイプについては市と協議の上、決定すること。
- ・著作権等において他者の権利を侵害しないこと。
- ・制作物の著作権は本市が保有し、制作物の著作者人格権について、応募者は将来にわたり行使しないこと。

9 審査方法

提出された応募書類に基づき、選考委員会で審査を行い、最優秀者及び優秀者を選出します。

(1) 選考委員会

委員名		肩書
委員長	森脇 裕之	多摩美術大学美術学部情報デザイン学科教授
副委員長	佐藤 慎也	日本大学理工学部建築学科教授
委員	小林 貴史	東京造形大学造形学部教授
委員	服部 浩之	東京藝術大学大学院映像研究科メディア映像専攻准教授
委員	山岸 綾	中部大学工学部建築学科准教授
委員	横山 勝樹	女子美術大学芸術学部デザイン・工芸学科教授

(2) 審査の概要

選考委員会による審査においては、技術提案書を評価し、他の関係書類を参考としながら、第1次審査通過者を3～5者程度選定します。また、応募者が少数である場合は、第1次審査を省略し、提出書類審査を含めて第2次審査を実施できるものとします。

第2次審査では、第1次審査通過者によるプレゼンテーションを実施し、技術提案書等を含めて総合的に審査を行います。第2次審査の配点は以下の通りです。

図1：第2次審査の配点

項目	配点
設計コンセプト	70点
フロアの想定ゾーニング（諸室配置・館内動線計画）	60点
プログラムに与える効果（発展性）	40点
持続可能な施設運営	30点
複合施設内に設置される民間施設との連携	30点
公園との連続性	20点
ヴィジュアル・アイデンティティ（VI）	30点
プレゼンテーション	20点
合計（基準点）	300点

図2：第2次審査の得点化基準

評価区分	判断基準	加算割合
A	非常に優れている	配点×1.50
B	優れている	配点×1.25
C	適切な提案がなされている	配点×1.00
D	やや劣っている	配点×0.75
E	劣っている	配点×0.50

10 審査項目と審査の視点

審査項目	審査の視点	配点
設計コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後継施設に関する市の方針を十分に理解した中で施設の設計コンセプトが示されているか。 ○ これまでの先進的・実験的なアートプログラムの展開が可能な提案がされているか。 ○ 異分野、多世代との交流を促進させる工夫がなされているか。 ○ 美大生やアーティストが活動しやすい環境が提案されているか。 ○ 利用者が自由な発想で活用できる工夫がなされているか。 ○ 利用者が入りやすく居心地よく過ごせる施設となるようアイデアが提案されているか。 ○ 本市の地域資源を活用した提案がされているか。 	70点
フロアの想定ゾーニング（諸室配置・館内動線計画）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「8 要求水準 イ 諸室配置の考え方」で記載している事項を踏まえて、フロアのゾーニングがされているか。 ○ 館内の活気を感じさせるゾーニングがなされているか。 ○ 諸室が連動することで相乗効果が生まれる提案がされているか。 ○ 配置諸室の使い勝手を考慮して提案がされているか。 ○ 利用者にとって利便性が高く、災害時等を考慮した安全な動線計画が確保されているか。 ○ 職員が使用しやすい動線計画が提案されているか。 	60点
プログラムに与える効果（発展性）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協働、共創を促進する提案がなされているか。 ○ これまでの事業の質が向上、発展するような工夫がされているか。 ○ 来館者の創造性や参加意欲が高まる提案がされているか。 ○ 来館者に向けて情報発信が可能な提案がされているか。 	40点
持続可能な施設運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 継続的な活動が取り組めるように、修繕等を意識した提案がなされているか。 ○ 機能性・耐久性・耐震性及び室内環境への配慮がなされているか。 ○ 省エネルギーに配慮した提案がなされているか。 	30点
複合施設内に設置される民間施設との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 複合施設の整備方針や併設される民間施設の施設特性等を理解した上で提案されているか。 ○ 民間施設と後継施設の積極的な連携や諸室の活用を推進する提案が具体的にされているか。 ○ 優先交渉権者の提案内容を踏まえながら設計を進める視点で提案されているか。 	30点
公園との連続性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後継施設における事業と公園の活用について提案されているか。 ○ 公園利用者に来館を促す工夫がされているか。 	20点

ヴィジュアル・アイデンティティ (V I)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後継施設の特性や利用形態を踏まえたデザイン方針が提案されているか。 ○ 周辺環境を考慮したデザイン方針が提案されているか。 ○ 「8 要求水準 エ ヴィジュアル・アイデンティティ (V I) の作成」を満たす提案がされているか。 	30 点
プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の要求内容を汲み取った上で、後継施設の質をさらに高めるための創意工夫が感じられるか。 ○ 選考委員からの質問に適切に対応し、業務遂行において必要となる十分な対話能力を有しているか。 	20 点
合計 (基準点)		300 点

1.1 費用の負担

応募に要した費用は、各応募者の負担とします。

1.2 設計等の委託

(1) 最優秀者との契約の取り扱い

ア 最優秀者は、市と随意契約する第 1 交渉権を有するものとします。

イ 最優秀者と市が業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは最優秀者の応募提案が欠格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約を結ばず、若しくは破棄して、優秀者と契約の交渉を行うこととします。

(2) 特定された設計者の責務

ア 後継施設に係る基本及び実施設計業務

イ 民間事業者（優先交渉権者）が設計する後継施設への監修

ウ ヴィジュアル・アイデンティティの作成

(3) 業務委託費

設計業務の委託費は、市の定める方法により算出した額を上限とします。

1 3 失格要件等

次の各号に該当する場合は失格とします。選定後に判明した場合も同様とします。

- (1) 応募登録をしていない場合
- (2) 応募資格要件を満たさない場合
- (3) 応募書類が提出期限を過ぎて提出された場合
(ただし、選考委員会に諮り、特別な理由が認められた場合を除く。)
- (4) 応募書類が、定められた使用に違反している場合
- (5) 応募書類に記名または応募者が特定できるようなサイン等が記入され、あるいは、第1次審査以前に応募書類を特定するような行為を行った場合
- (6) 応募書類が第三者の著作権、意匠権等を侵害した場合
- (7) 応募登録における記載事項及び応募書類等に虚偽の記載がある場合
- (8) 応募者によるプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (9) 選定の公平性を害する行為があった場合
(選考委員会の委員等への不当接触又は接触しようとする行為を含む。)
- (10) その他、著しく信義に反する行為等があったと認められ、選考委員会が不適格と認めた場合

1 4 応募に関する留意事項

- (1) 提出書類の差替えの禁止
応募者は、提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出をすることができない。
- (2) 募集の延期など
市が必要と認めたときは、募集を延期し、中止又は取り消すことがある。
- (3) 使用言語、単位及び通貨
本プロポーザルに際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。
- (4) 市の提供する資料の取扱い
応募者（提案書の提出までに辞退した者を含む。）は、市が提供する資料をこの募集に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- (5) 著作権
提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属するものとする。ただし、市は、本事業において公表及びその他市が必要と認めるときには、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (6) 特許権など
提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理方法などを使用したこと起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

1.5 事業予定（※今後変動する可能性があります）

- (1) 基本及び実施設計 令和4年12月から令和5年8月まで (本業務)
- (2) 内装工事 令和6年1月から令和6年8月まで (※参考)

区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
設計	基本及び実施設計	プロポーザル	設計協議	
工事	既存施設解体		入札 解体工事	
	後継施設整備			確認申請 建設工事(内装) 開館

1.6 その他

- (1) 内装工事費や事業予定は現時点におけるものであり、今後の社会情勢や市の財政状況により変動する場合があります。
- (2) 後継施設の工事監理業務は本市で行います。
- (3) 会議への参加・協力（プレゼンテーション、資料作成等）を市が求める場合があります。

1.7 問い合わせ先

担当部署 相模原市役所 市民局 文化振興課
 所在地 相模原市中央区中央2-11-15
 電話 042-769-8202
 F A X 042-754-7990
 E-mail bunkashinkou@city.sagamihara.kanagawa.jp

以上